

山口県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則

平成19年6月1日
公安委員会規則第4号

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による情報の提供は、毎年、山口県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の最初の会議において、留置施設について次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。
 - (1) 施設の概要
 - (2) 収容基準人員及び被留置者の人数の推移
 - (3) 管理の体制
 - (4) 参観の許否の状況
 - (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者の自弁の物品の使用及び摂取の状況
 - (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
 - (7) 法第191条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の物品又は書籍等に関する措置の実施の状況
 - (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用並びに保護室の使用の状況
 - (9) 被留置者の面会に関する制限又は信書の発受の禁止、差止め若しくは制限の事例
 - (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 法第22条第1項の規定による情報の提供は、前項の規定によるほか、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出して行うものとする。
 - (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
 - (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
 - (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合